

新潟県条例第42号

新潟県内水面水産試験場手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、新潟県内水面水産試験場で行う、水産動物が輸出先国の輸入条件に適合していることを示す証明書の発行（新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）別表第5号61の2の項に規定する輸出証明書の発行を除く。）の事務に係る手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の申請等)

第2条 前条に規定する証明書の発行を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 手数料の額は、前項の申請1件につき1,600円とする。

(納入の方法)

第3条 手数料は、知事の発行する納入通知書又は口頭をもって指示されたところにより、県に納めなければならぬ。

(免除)

第4条 知事は、公益上必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(還付)

第5条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、知事は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。